

福井市 社南地区自治会連合会 会則

第1条【名称】

本会は、福井市社南地区自治会連合会と称し、事務局を福井市社南公民館内に置く。

第2条【目的】

本会は、各自治会の代表者として互いに連絡を緊密にして、社南地区の発展と地域住民の福利増進を図ることを目的とする。

第3条【会員】

本会は、社南地区の各自治会長を以って組織する。

第4条【事業】

本会は、第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

1. 福井市役所からの通知事項の周知徹底
2. 諸税、手数料、その他国・県より依頼された徴収金等の完全納付督促
3. 公共的あるいは社会的事業のための分担金、公募金等についての分担対策
4. 社南地区発展のための必要な事業の策定ならびに関係機関への陳情または具申
5. 戦没者ならびに震災者の慰霊行事
6. 公民館活動に関する協力
7. 防犯、消防機関に対する協力
8. 地区住民の教養文化・その他福祉増進を目的とする団体への協力
9. その他、本会の目的達成上、必要となる事項

第5条【役員・理事】

本会に、次の役員・理事を置くものとする。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	2名
理 事	5名

第6条【役員・理事の任期・選任】

役員については、会長、副会長、理事の任期を1年とし、会計の任期を2年とする。ただし、再選は妨げない。

役員を選任は、総会までに事前選考委員会で推薦者を選考し、総会の審議を

経て承認を得る。ただし、総会の議決により、自治会長経験者、役員・理事経験者を推薦することができる。

総会において、会長職の立候補者が出た場合には選挙を実施可否の賛否をとる。

なお、推薦候補以外のものが会長職に当選した場合、事前選考委員会の推薦者（副会長、会計、理事）は無効とする。

役員・理事会において、事務局を設置することができる。

第7条【役員・理事の任務】

1. 会長は、本会を代表し会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長を代理する。
3. 会計は、本会の庶務・会計に関する事務を行う。2名の任期は重ならない。
4. 理事は、会務を企画立案し、重要事項を審議する。

第8条【定例会・総会】

1. 定例会は、月1回の開催を原則とする。
ただし、会長が必要と認めた時には、臨時開催することができる。
2. 総会は、毎年1月に開催する。
ただし、会長が必要と認めた時には、臨時開催することができる。
3. 前項の規定に関わらず、やむを得ない理由により総会を開催することが困難な場合は、役員会の議決を得たうえで書面決議とすることができる。

第9条【総会・議事の成立】

総会は、会員の過半数の出席（委任状提出者を含む）を以って成立し、議事は出席会員の過半数の同意を以って決する。ただし、可否同数の場合は、議長が決する。

第10条【総会に付すべき事項】

総会に付すべき事項は、次のとおりとする。

1. 会則の改正
2. 毎年度の事業計画および収支予算に関する事項
3. 毎年度の事業報告及び決算報告に関する事項
4. 役員を選任に関する事項
5. 規約の改廃、重要事項及びその他必要とする事項

第11条【会計・監査】

1. 本会に監査を2名おき、会計を監査する。

2. 本会の経費は、各自治会からの負担金および補助金等を以ってこれに充てる。負担金は、当地区に在住する世帯に賦課徴収する。負担金については、別に定める「社南地区自治会連合会負担金に関する内規」による。

第12条【社南地区特別会計】

本会計に特別会計を設置する。

1. 社南地区活性化対策特別会計
2. 社南地区活性化基金

第13条【親睦・慶弔】

会員相互の親睦並びに慶弔、見舞いに要する経費は、別に定める内規による。

第14条【会計年度】

本会の会計年度は、毎年1月1日から当年12月31日までとする。

附 則

この規約は、1981年（昭和56年）1月1日から施行する。

附 則

この規約は、1985年（昭和60年）2月20日から施行する。

附 則

この規約は、1988年（昭和63年）2月21日から施行する。

附 則

この規約は、1990年（平成2年）1月23日から施行する。

附 則

この規約は、2012年（平成24年）1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2018年（平成30年）8月21日から施行する。

附 則

この規約は、2021年（令和3年）1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年（令和5年）1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年（令和7年）1月1日から施行する。